

グループホーム スマイル

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 有限会社 シンライフが運営するグループホーム スマイル(以下「施設」という。)が行う認知症対応型共同生活介護事業(以下事業という)の適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、施設の介護従事者が、要支援2及び要介護1～5の被認定者で、認知症の状態にある利用者に対し、グループで共同生活を営みながらその住居において適性な介護支援業務を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設の職員等は、要支援2及び要介護1～5の被認定者で認知症の状態にある者(認知症の状態に著しい精神症状や行動異常がある者や、認知症の疾患が急性の状態にある者を除く)に対し、それぞれが尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を家庭的な環境の中で営むことが出来るよう、利用者の心身等の状況に応じてグループで共同生活を営み、その住居において入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることを提供することを、その運営方針とする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 グループホーム スマイル
- (2)所在地 広島県福山市千田町 2-33-23

(職員の種類及び員数並びに職務内容)

第4条 施設に業務する職員の種類、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名以上
管理者は、施設の職員の管理および業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2)計画作成担当者 2名以上
利用者1人1人に対し、認知症対応型共同生活介護計画作成業務を行う。
- (3)介護従事者 13名以上
- (4)事務職員 必要に応じて事務職員を配置し、事務を行う。
施設の運営における事務全般を行う。
- (5)看護師 1名以上
利用者の日常的な健康管理、医療機関との連携を図る為の連絡相談業務

(利用定員)

第5条 施設の定員は2ユニット18人とする。(全個室)

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 住居および食事の提供を行い、利用者に対して食事、入浴及び排泄等の援助を行う。
- (2) 日常生活を通じた生活介護を行う観点から、施設での食事は原則として、利用者と職員が共同で調理して行うように努める。
- (3) 利用者の身体的、精神状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて、医療機関への受診を図るなど適切な対応を行う。
- (4) 利用者に対して、金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに、緊急時の対応を行う。
- (5) グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、利用者が安心して生活を送れるよう援助を行う。

(利用料等その他の費用)

第7条 料金等の金額は次のとおりとする。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときはその1割または2割または3割の額とする。
- (2) 利用者は、別表に定める費用を負担するものとする。原則として、上記の費用以の徴収は行わないが、その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して、事前に文書で提供するサービス内容と負担額を説明し、支払いに同意する旨の文書に署名(記名 押印)を受けることとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2及び要介護1～5の被認者であって認知症の状態であり、かつ次の号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が悪化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(虐待の防止)

- 第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 事業所における虐待防止のための対策を検討する「高齢者虐待防止委員会」を設置し定期的に(3ヶ月に1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 3 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)実施すること。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束)

- 第10条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - 3 利用者の人権と尊厳を守るため「身体拘束廃止委員会」を設置する。
 - 4 事業所において身体拘束廃止の指針を整備すること。
 - 5 事業所において従事者に対し、身体拘束廃止のための研修を定期的(年2回以上)実施すること。

(非常災害対策)

- 第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1)火元管理者は事業所管理者を、火元責任者には、事業所介護職員を充てる。
 - (2)始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
 - (3)災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会おう。
 - (4)非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5)火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
 - (6)防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ア 防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)……年1回以上
 - イ 利用者を含めた総合訓練……年2回以上(内1回は、夜間想定)
 - ウ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

(職員の資質向上)

- 第12条 施設の職員の資質向上を図るために次のように研修の機会を設ける。また、業務体制を整備する。
- 採用時研修:採用後 OJT による。 継続研修:年3回

(守秘義務)

- 第13条 職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持するものとする。
- 職員であった者が業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるために、職員は勤務時間中及び、退職後においてもこれらの秘密を保持する旨の内容を記載した雇用契約書を交わすものとする。

(苦情処理)

- 第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

- 第15条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。
- 2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(協力医療機関等)

- 第16条 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(歯科含む)を定めておくものとする。

(事故発生時の対応)

- 第17条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(損害賠償)

- 第18条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(会計区分)

第19条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに指定認知症対応型共同生活介護事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

(記録の整備)

第20条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、サービス提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(地域との連携)

第21条 指定認知症対応型共同生活介護を提供に当り、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

(自己評価、外部評価の実施)

第21条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、サービスの質の自己評価及び外部評価の結果を公表するものとする。

(その他)

第22条 この規定に定める事項以外の運営に関する重要事項は、法人の代表者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付 則)

この規定は、平成 17 年 5月 1日から施行する。

以上

平成 18 年 4月 1日より改訂。

平成 23 年 3月 1日より改訂。

平成 23 年 6月 1日より改訂。

平成 24 年 5月 1日より改訂。

平成 25 年 3月 1日より改訂。

平成 26 年 4月 1日より改訂。

平成 26 年 7月 1日より改訂。

平成 27 年 3月 1日より改訂。

平成 29 年 1月 1日より改訂。

平成 30 年 8月 1日より改訂。

平成 31 年 1月 1日より改訂。

令和 1 年 8月 1日より改訂。

令和 1 年 10月 1日より改訂。

令和 2 年 3月 1日より改訂。

令和 3 年 12月 1日より改訂。

令和 4 年 7月 1日より改訂。

令和 6 年 4月 1日より改訂。

(別表)

グループホーム スマイル

利用料金表

食 材 料 費	1 日	1,750 円
管 理 費 (光熱水費)	1ヶ月	38,000 円
居 住 費	1ヶ月	52,000 円
理・美 容 代		実費

*生活保護受給者に関しては保護費範囲内による居住費料金を設定する
居住費 44,000 円 管理費 22,000 円

* 管理費に含まれるもの

1. 水・光熱費
2. ホームの保守などの維持管理費
3. 空調使用料